

第 15 章の 2 避難設備の基準（危政令第 21 条の 2）

避難設備の技術上の基準（危省令第 38 条の 2）

1 避難設備の設置区分（危省令第 38 条の 2 第 1 項）

区 分	製造所等の区分	施設規模等	誘導灯設置場所
避難設備 (誘導灯)	給油取扱所	2階を店舗、飲食、展示場の用途に供するもの	① 2階から敷地外へ通じる出入口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
		一方開放の屋内給油取扱所で、敷地外に直接通じる避難口が設けられ、壁等で区画された事務所等を有するもの	① 事務所等の出入口、避難口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
—	上記以外のもの		

2 避難設備の技術基準（危省令第 38 条の 2 第 2 項）

- (1) 誘導灯には非常電源を附置すること。
- (2) 誘導灯は、A級、B級、C級のいずれの種類のものでも差し支えない。（H1危44）
- (3) その他、施行令第 26 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の例によること。

